

「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更について（談話）
－総合的な品質の高い公的統計を目指して－

2023年3月7日
統計委員会委員長
椿 広計

本日、統計委員会は、「公的統計の整備に関する基本的な計画（基本計画）」の変更について答申いたしました。新たな基本計画は、令和5年度を始期とする、四期目の基本計画に当たります。過去三期に渡る基本計画の取組を通じて、公的統計の体系的な整備は着実に進んできており、各府省、地方公共団体を始め、公的統計に携わる多くの皆様のご尽力に、改めて感謝申し上げます。

公的統計が、社会の重要な情報基盤としての役割を果たすためには、信頼できる有用な統計が継続的に提供されることが不可欠です。にもかかわらず、現行計画期間中に、不適切事案が相次いで明らかになったことは、誠に遺憾なことでした。

その原因分析の結果と教訓を、今後の公的統計の改善に確実に活かすため、新たな基本計画には、昨年8月の統計委員会の建議も踏まえ、総合的な品質管理の取組の強化、職員の専門性の向上など、各種必要な取組を盛り込む必要があると考えました。

また、ご承知の通り、近年、経済や国民生活の在り方が大きく変化しています。公的統計には、こうした社会の変化を的確に捉え、様々な主体による適切な意思決定や活動を支えることへの多くの期待やニーズが寄せられております。政府には、こうしたニーズに対応できる有用な統計を、使い易い形で提供することが求められています。

このため、新たな基本計画には、経済のデジタル化、サービス化、グローバル化の進展や地球環境問題等の課題に対応できる新たな統計の整備、統計の国際比較可能性の向上などを盛り込む必要がありました。国民経済計算についても、精度の向上やSUT体系への移行などの改革を着実に進める必要があります。

さらに、デジタル技術の進展により、公的統計を視覚的にわかりやすく、簡単に利用できるようにすることはもちろん、これまで活用されていなかった各種データを活用することや、公的統計の調査票情報を、セキュリティを確保しつつ二次的に利用することが、技術的に可能となってきています。

このため、新たな基本計画には、公的統計のポータルサイトのユーザーインターフェイスや機能の改善、行政記録情報やビッグデータなどを公的統計の作成や経済動向の分析に効果的に活用していくこと、学術研究における調査票情報の活用を円滑化することなども盛り込む必要がありました。

先月統計委員会に諮問のあった新たな基本計画の政府案には、昨年12月の統計委員会の意見も踏まえ、これらの内容が適切に盛り込まれており、統計委員会としては、今後、新たな基本計画に基づく政府のこうした取組みの成果についてモニタリングし、個別の事情も踏まえた丁寧な評価を行い、公的統計の改善をしっかりと後押ししてまいります。

一方、公的統計作成におけるデジタル技術の活用については、統計委員会における最近の議論も踏まえ、正確な統計の効率的な作成に資するとともに報告者の負担を軽減するオンライン調査について、対面の統計調査の環境が悪化している現状を踏まえ、さらに一層の推進を図ることとなりました。

このため、新たな基本計画には、オンライン回答率の目指す数値目標を設定して政府全体で取り組むことや、オンライン回答が困難な報告者に対する支援を行うことを盛り込むよう求めることとしました。これらについても、統計委員会では、各府省の取組みを支援してまいります。

「統計の品質」には、正確であるということはもちろん、利用者のニーズを満たす有用さや使いやすさなども含まれます。各府省、地方公共団体をはじめ統計作成に携わる関係者の皆様には、新たな基本計画に基づき、「**総合的な品質の高い公的統計の適時かつ確実な提供**」を目指して、たゆまぬ努力を続けることをお願い申し上げます。

また、公的統計の利用者や報告者の皆様には、公的統計に対するご理解とご協力をいただくにとどまらず、政府が新たな基本計画を推進する中でお気づきになった点や忌憚のないご意見などを、統計委員会までお聞かせいただければ幸いです。